

# 淀川水系流域委員会 第1回環境・利用部会

## 議事録 (確定版)

この議事録は発言者全員に確認の手続きを行った上で確定版としていますが、以下の方につきましてはご本人未確認の文章となっております(詳しくは最終頁をご覧ください)。

有馬委員 田中真澄委員 西野委員

日 時：平成15年3月8日(土) 16:30～18:40

場 所：京都リサーチパーク 地下1階バスホール

庶務（三菱総合研究所 新田）

それでは定刻となりましたので、これより淀川水系流域委員会第1回環境・利用部会を開催させて頂きたいと思っております。

司会・進行は、庶務を担当しております三菱総合研究所の新田が受け持たせて頂きます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は環境・利用部会の第1回目です。皆さまは既に委員の方同士ご存じかと思われるのですが、まずは委員のメンバーを簡単にご紹介させて頂きたいと思っております。

既にご存じかと思っておりますが、部会長には宗宮委員が就任されています。

向かって左側からアイウエオ順に簡単にご紹介をさせて頂きます。まず、一番左、有馬委員です。そのお隣、井上委員です。そのお隣、江頭委員です。そのお隣、川上委員です。そのお隣、川端委員です。そのお隣、紀平委員です。そのお隣、倉田委員です。そのお隣、小林委員です。そのお隣、田中真澄委員です。それから、向かって右の前列の方ですが、田中哲夫委員で、本日はJRの事故の関係で遅れられている委員の方が何名いらっしゃいます。そのお隣の、予定では谷田委員です。谷田委員は本日ご欠席です。寺川委員です。そのお隣、長田委員ですが、ご欠席です。そのお隣、中村委員が電車の関係で遅れられるということです。そのお隣が西野委員です。そのお隣は服部委員で、ご欠席です。そのお隣は原田委員です。そのお隣が細川委員です。こちら、左後方の列ですが、楨村委員です。そのお隣、桝屋委員です。そのお隣、松岡委員です。そのお隣の三田村委員がご欠席です。また、矢野委員、山村委員です。右側奥の列ですが、山本委員です。そのお隣、吉田委員です。そのお隣、鷲谷委員と和田委員は今いらっしゃいません。そのお隣、渡辺委員です。そのお隣からが他部会からのご参加で、本多委員です。そのお隣、今本委員です。

そのお隣ですが、本日オブザーバーとしてご参加頂いております寺西俊一様です。前回の運営会議におきまして、1月末に退任された委員の補充として経済を専門とされる委員の追加が決まり、その候補として環境経済学を専攻されておられます寺西様が推薦されました。運営会議で委員就任の内諾のお願いをいたしましたところ快く引き受けて頂き、本日は部会の様子をご覧頂くという意味も含めましておいで頂いております。正式な委員への就任は次回の委員会で決定ということになります。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の審議に入る前に幾つかの確認とお願いをさせて頂きたいと思っております。資料ですが、午前中と午後1時半から開催されました部会と共通となっております。委員の皆さまで、既に午前中に出席されました方は同じ資料をお使い頂くこととなります。

では、簡単に資料の確認です。まず「発言にあたってのお願い」、今回は白色です。次に「議事次第」、資料1「淀川水系流域委員会第18回委員会結果概要（暫定版）」、資料2「テーマ別部会について」、資料2補足「環境・利用部会の今後の進め方（案）」、資料3-1「『淀川水系河川整備計画原案』の構成（案）：河川管理者からの提供資料」、資料3-2-1「『淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）』質問の回答：河川管理者からの提供資料」、資料3-2-2「『淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）』質問の回答（パワーポイント資料）：河川管理者からの提供資料」、この2つにつきましては一般の方々にお配りしております。

委員の方々には、前方に緑色のファイルがありまして、あけて頂きますと、この構成(案)と資料3-2-1、3-2-2が入っております。これは既にお配りしている資料でして、本日お持ち頂くようお願いしていたかと思いますが、緑色のファイルに現物がありますので、それをご覧頂きたいと思います。後ほど、河川管理者の方からのご説明の際に主として資料3-2-1を用いますので、その際にその緑色のファイルをあわせてご覧頂ければと思います。

それから、資料3-2-3「『淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)』委員からの質問と回答：河川管理者からの提供資料」ということで、カラーのパワーポイントの資料です。一般の方々には白黒となっております。それから、資料3-3「『淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)』検討にあたっての論点(案)について」、資料4「2月～6月の委員会、部会、運営会議の日程について」、参考資料1「委員および一般からのご意見」です。

委員席には、参考としまして、1月17日に確定された提言の冊子、ピンク色の冊子ですが、それを置いております。また、両脇に過去の議事録について残しております。

次に、前回の委員会以降に一般の方々から流域委員会に寄せられたご意見について簡単に報告したいと思います。

参考資料1をご覧頂きたいと思います。一般からの意見としまして、5名の方からご意見をお寄せ頂いております。そのうち、No.350とNo.353の資料につきましては、近畿地方整備局にこのような質問書なり要望書が出されたということについて掲載をして欲しいという旨が流域委員会にありましたので、本資料として、参考資料1に掲載をさせて頂いております。その他、流域委員会、或いは河川整備計画の説明資料等についてのご意見が寄せられています。あわせてご覧頂ければと思います。

それから、本日は、これまでの地域別部会と同様に一般傍聴の方々にも発言の時間を設けさせて頂く予定となっております。その際には、白色の「発言にあたってのお願い」をご一読して頂ければと思います。委員の方々の審議中には一般傍聴の方々の発言はご遠慮頂きたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

なお、会議終了後議事録を作成いたします関係で、委員の方々、ご発言の際には必ず冒頭にお名前をちょうだいいたしまして、各テーブルに1個マイクを置いておりますので、それで発言して頂くようよろしくお願いいたしたいと思います。

また、携帯電話をお持ちの方は電源をお切り頂くかマナーモードにして頂くようよろしくお願いいたします。

本日は、予定としましては18時半、午後6時半に終了させて頂きたいと思います。本日は3部会連続となっておりますので、できるだけ時間どおりに終わりたいと思いますので、ご協力の方をよろしくお願いいたします。

それでは、審議に移りたいと思います。宗宮部会長、よろしくお願いいたします。

宗宮部会長

新しい部会制ができて、それぞれのテーマごとにもう少し中身を深めてみようとい

うことになっております。この後、それぞれのテーマごとに検討されたものが地域別部会に持ち帰られて議論されると聞いております。従って、是非この部会でもできる限り詰めていきたいと思っています。

ただ、この環境・利用部会に与えられています時間は非常に短く、4月21日までにとりまとめをつくって出すということになっております。それまでの1月半余の間でまとめなくてはいけないのです。さらに、環境・利用部会は委員の方が30名いらっしゃいますが、30名の意見を1月半ほどで、環境と利用の両面をまとめ上げるのは非常に難しいので、委員の方それぞれに主たる検討の場をご担当頂いて、それをまた寄せ集めて、部会ベースで検討するというやり方をさせて頂こうと思っています。どうぞよろしくご協力のほどお願い申し上げます。

私が全て出席できればよろしいのですがなかなかできないものですから、部会長代理を是非どなたかにお願いしたいと思っています。できましたら、どなたか、私がやりましようと言ってもらえると大変ありがたいのですが、どなたかお願いできますでしょうか。

私に一任頂いてよろしいですか。実は、今日まだここにいらっしゃらないようですが、中村委員に部会長代理をお願いしてサポートして頂きたいと思っています。ご賛同頂けまうでしょうか。

今日いらっしゃいましたら、よろしくということをお願い申し上げます。

庶務（三菱総合研究所 柴崎）

[省略：資料1、資料2、資料2補足の説明]

宗宮部会長

只今ご説明頂きましたように、流れとしては、1つは4月21日頃までを期限とし、それまで適宜、十分ディスカッションしようということです。できましたら、各委員のご専門の班でディスカッションして頂いて、それを部会へ持ち寄って、皆さままでそれをもう一遍ディスカッションするという段取りにしていく方が効果的ではないかということです。

4月21日にはこの部会のとりまとめを完成させなくてはならないということになっていきますので、3月27日と4月の初旬、中旬、の3回、開催できるかどうかというところです。

従いまして、この部会でもし3つの検討班を持つことを許して頂くとしますと、3班が並列して同じ日に動くということになりますから、部会の前半は班で動き、後半はその日のディスカッションの話を部会としてまとめていくというやり方をさせて頂かなくてはならないかなと思っています。

中村委員に来て頂きました。皆さまの賛同を得まして、中村委員に部会長代理を是非お願いしたいということになりましたので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。快諾を頂きましたのでよろしくお願いいいたします。何かありましたら中村委員に後をお願いすることになるかもしれません。

3つの検討班を置くことを各委員の方々に大体ご了解頂きましたら、できたらこの形でのかがでしょうかという案はありますでしょうか。或いはご自分はこちらへ入りたいとかこ

んなことをしたいということもまた出てこようかと思います。

庶務から説明がありましたように、検討班で扱わなくてはならないのは、大きなテーマである自然環境、水質、もう1点は利用の問題が新聞をにぎわしてありまして、皆さまの関心も高いところですので、その3つくらいに分けて委員方でお考え頂くということかどうかと思っております。

できましたらこの班の中でリーダーを決めて頂きまして、そのリーダーのもとで話を詰めて頂いて、それを部会へ上げて頂くしたいと思います。もっと違う班もつくってくれということがあれば別ですが、何かご意見を頂けませんか。

西野委員

ワーキンググループは、自然環境について、水位、水質、ダムに分かれていました。自然環境だけを扱う検討班にしまうと、ダムも他の自然環境も全部入ってしまうので議論が散漫になるのではないかという危惧を多少抱いています。例えばダムだけは独立させるということは考えられないでしょうか。

宗宮部会長

ダムの検討班を1つつくるということですか。

西野委員

自然環境の検討班とは別にダムを独立させるというのはいかがでしょうかということです。

宗宮部会長

確かに自然環境の中でダムは大きな議題です。基本的には、我々が出した提言と河川管理者が今出されていらっしゃる説明資料(第1稿)との整合性や、その考え方について、この1、2カ月でディスカッションするというのがベースになっていますので、また新たなアイデアを入れるのはその次の段階になるかと思います。ダムですが、どうしても分けた方がよろしいですか。

西野委員

特にこだわるわけではないのですが、議論が散漫になるのではないかという危惧があったので提案させて頂きました。確かにオーバーラップしている部分があるので、一緒に議論するというのであればそれでも結構です。

宗宮部会長

時間があまりないので、3回くらいしか皆さまがディスカッションする機会がないものですから、検討班を分割し過ぎてしまうと余計に時間をとられてしまうだろうということがあります。また、この部会の中で話がもう一度整理できますから、多分皆さまのご意

見はそこで伺えるだろうと思います。できましたら、先ほど言ったような3つの検討班でご活躍頂いておまとめ頂けませんかでしょうか。その後に、西野委員のおっしゃったようなダムについてのディスカッションも深まってくるのではないのでしょうか。是非その場でやって頂いたらどうかと思います。

よろしいでしょうか。3つの班に各10人前後だと思えます。治水や利水の他のテーマ別部会も大体10人から12、13名のところで部会が動いていますから、班の会議はそれに相当するような形になります。

#### 倉田委員

西野委員がおっしゃった点ですが、部会長がおっしゃったような形では問題が残ると思えます。ダム問題は全部に絡むのです。自然環境、水質、利用に全てダムは絡んでくると思えます。

もっと言うならば、他の部会にも絡むのです。先ほど、利水部会を傍聴させて頂きました。ところが、利水部会でも、ダムの話は全然出ないのです。これは問題だと思えます。

本来なら部会をやはりもう1つ、ダムに関して別に設けることが必要だと思っています。しかし、他の部会で取り上げないのなら、この部会で今の3つの検討班以外に、全員がダムの問題について最低1度か2度くらい扱う機会を設けて頂きたいと思えます。

この提言の柱として、社会的に問題にされているのはダムの問題です。河川整備問題のあり方がダム問題に集約されるのです。ダムをつくれとかつけれないとかではなくて、ダムの問題が象徴的に扱われます。どう対応するかはご判断をお任せしますが、西野委員のおっしゃった点は大事な点なので無視しないで頂きたいと思えます。

#### 寺川委員

確かに前の利水部会でも委員からダムの問題が出て、その議論が飛んでしまっているといったようなご発言もありました。

委員会がこれまでやってきましたような、2年間あまりの時間があるという場合でしたら、その問題についてはまた後で議論しましょうということになるのですけれども、もう後がないという感じで議論していくことになると、倉田委員もおっしゃったように、ダムは、自然環境だけではなくて、水質、或いは利用も含めて関係してくるということがあります。その他、もちろん利水や治水の問題もあります。

そういう意味では、できましたら、やはりダム部会を独立させてもらう、委員会の中の部会の1つに加えて頂くのも1つの案という感じもします。他の委員の皆さまのご意見を聞いて頂いたらどうでしょうか。

#### 細川委員

ダムワーキングに参加させて頂いていたのですが、ダムワーキングの中には、環境の委員、漁業の委員、土木工学の委員、いろいろな委員がいらっしゃいました。私は地域の特性に詳しい委員ということで参加させて頂きましたが、地域の住民の視点でしかダムにつ

いて考えられていなかったものが、いろいろな問題がダムにあるのだ、水質の問題とか漁業への影響とか環境への影響とか、いろいろな問題をダムが引き起こしているということはその場で初めて勉強させて頂いて、最終的にやはりダムをできるだけ建設しないという意見に賛同させて頂いたのです。

そのように、いろいろなご専門の委員方が発言されている中で総合的にダムはどうかという議論を、是非この流域委員会で共有したいと思います。

#### 江頭委員

テーマ別部会が3つあります。河川管理者側がダムをつくりたいということであれば当然ダムに関するデータが出てきますし、それはそれぞれの部会で多分議論するのだと思います。データが整ってから出てくるのではないかと今は思っていますけれども、それによるしいですね。その時に、それぞれの部会の立場で議論するという事ではないですか。

#### 宗宮部会長

現実にテーマ別部会というのは4つあります。いずれにしても水系のどこかを切って議論をするわけなので、ダムも河川に影響して、ダムも自然にも影響する、それは当然出てくるわけなのです。切り方をどこで切るかということですね。

ですから、今我々としては、この部会としては環境サイドからとにかくメスを入れて下さいということで頂いているわけです。もちろん、そうしますと、水位の問題やダム自身の問題というのは、水質となれば当然入ってはくるのですが、この部会として与えられた限界があります。ダムのような全体のあちこちに関わってくるものは、委員会でディスカッションして頂かなくてはいけないのです。影響が非常に大きいものですから、個々のところで審議をしてもなかなか全体に及ばないということになります。

この場で問われているのは、ダムなり自然の水路の環境としてどうですか、どういうパラメーターで、一体どう将来計画に入れておくかということです。これは事実なので、環境のところだけを扱っても意味がありませんという話になっては困ることが出てくるのです。水位は言えないとか水量は言えないというようなことになってきます。それは他の部会の話ですというようなことになって参りますから。

言ってみれば、テーマ別部会は縦割りを横割りにして眺めてみて、事象として、現在の説明資料(第1稿)が十分かどうかを評価するところと位置付けて頂きますと、もう少しこの部会でやる仕事が見えてくるのではないかと思います。

今は、自然環境を復活する、再生するための方策として、今の河川整備計画がうまく乗っているかどうかをチェック頂くことが、まずこの部会でのポイントになってくると思います。

#### 吉田委員

ダムの件は、検討班をさらに増やすということもしなくてもよいと思います。ただ、今おっしゃったように、例えば今日の資料3-2-3を見ますと、一番問題なのは、水位管理

等が与える影響が環境に関してはすごく大きいということです。

例えば、ちょっとしたビオトープで生物の環境を回復するといったことはこの環境・利用部会の中だけで完結するでしょうけども、殆どのものはこの環境・利用部会だけでは完結しない問題であるといえます。さらに、これからつくるダムが環境に与える影響を考えると、それは非常に大きくて、限られた時間の中では非常に難しいと思います。

ですから、もしこの検討班、部会の中で積み残しがあれば、それは委員会の方で、この部分についてはここが議論できてないときちゃんと確認して、利水や治水の議論も含めて、ちゃんとダムについては議論するとして頂きたいと思います。

どうも、水位とか利水、治水に関係する環境のところは議論しないということになると非常に大きな部分が抜けてしまう感じがします。

#### 本多委員

ダム問題というのはかなり重要だというご発言がたくさんあったと思います。それから、マスコミも、この提言の中のどこをとらえたかというところを盛んにとらえられたということで、やはり関心の高いことだろうと思います。

そのために、別にダムの話し合いをする部会をつくる方がよいのかどうかは皆さまのご判断になるだろうと思います。けれども、ダムの検討班のない3つの検討班であったとしても、1回はダムの切り口から、例えば自然環境の切り口からダムを語ってみるとか、もしくは水質の観点からダムを語ってみると、3回しか議論の場がないかも知れませんが、その重要性を考えたら、その3回のうちの1回はダムとの関わりで限定して議論する時間をとって頂けたらよいのではないかと思います。いかがでしょうか。

#### 田中真澄委員

先日参加した住民参加部会で一番問題になりましたのも、住民参加というのもダムと同じように全ての部会に関連してくるということでした。非常に難しい状況なので、その中でやはりこの4つの方向で、例えば、各パートに分けて、その中で委員を分けて意見を出していこうというシステムをとられたわけです。やはりこの4つのテーマ別部会全てに関連してくるのもダムなので、そのダムの議論がどこかで共有できるようにして欲しいと思います。例えばダム議論をした後、水質は水質、或いは利用は利用、利水は利水でいろいろな意見が出てくるので、それを共有できるような議論ができる会を、この途中でもよいので是非1回か2回、例えば、水質や利用の中でダムに関して議論されておられる方や、或いは住民参加の場でもダムに関わっておられる方が参加するような形で、ダムを集約的にきちっとまとめる場を持った方がよいのではないかと私も思います。

#### 宗宮部会長

今、田中真澄委員から、どこかで委員皆でディスカッションできる時間なり、場なりをとって欲しいというようなご意見がありました。環境・利用部会としては、全体部会みたいなものを毎行います。その中で、必ず検討班で出てきたダムの問題を挙げて頂き、部



会の中で全体としてディスカッションします。毎回、それぞれの班で出てきたものを、もう1回、時間はできるだけとりながらディスカッションするというシステムをとろうと思っておりますので、それでかえさせて頂けるのではないかとと思いますが、よろしいでしょうか。

ですから、各検討班ができました時には、その中で一遍、ダムというものの位置付けをどうするか、どういう問題があるかということをご判断頂いて、それで、全体会議の部会に持ち上げて頂くと、かなりお話しして頂けると思います。

#### 田中真澄委員

心配しているのは、各部会の中で、ダムの考え方や議論が、例えば環境の中ではこういうダムに対する意見が出た、或いは住民参加ではこういう形が出たという時に、整合性の問題が出てくるということです。一部の部会ではダムに対してこういう意見が出た、或いは次の部会ではこういう意見が出た、それで結局、その部会でまとめたダムに対する考えが違った意見で出てしまうということ、私は心配しているのです。

#### 宗宮部会長

我々が提示した提言がありますので、そのラインから大きく踏み出すことはないと思います。提言という大原則があります。それに対して、今、提示して頂いた河川管理者の整備計画において、もう少し強化してもらった方がより我々の意見としてはうまくいくのだというところを今回短時間で詰めようとしています。そこで全く違う意見が出てくることは、考えられないのではないかと私は思います。しかも、テーマ別部会で出てきた問題点を、次にもう一度、猪名川とか淀川とかそれぞれ地域別部会の方へ返して、今度は現実の問題としてディスカッションして、7月の最初の方へ持っていくということになっておりますので、幾つも段はあると思います。

いろいろあるかと思いますが、組織論ばかりやっけていまして、実質論が先へ進みません。委員の皆さまにそれぞれ主としてこのテーマをお考え頂くという、部会長案をつくらせて頂いておりますので、ご覧頂いて、私はこの検討班では審議できませんという方がいらっしゃったら、変わって頂いたらよいと思います。お手元に、委員名簿とそれから丸印を打った資料が入っていると思います。委員方の専門を見せて頂きますと、自然環境の委員が大変多くいらっやいて、水質、或いは利用の部門がうまくディスカッションできるかどうか難しい面がありました。ですから、ご無理でしょうけども、是非ひとつよろしくというようなことで丸を打ってしまいました。もしこの辺でお許し頂けるとすれば、部会の前にこれらの班に分かれてディスカッションすることになります。ご了解頂けますでしょうか。

できればどなたかに各班のリーダーをお務め頂き、そのリーダーの方からディスカッションして頂いた内容を部会の方へ上げて頂いて、そこでもう1回部会として討論する形にしたいと思います。委員の方々が個人のご意見を十分出して頂くには、この方がより正確だろうということです。

今日もご欠席の方がいらっしゃいますので、その方々は欠席裁判ということになってしまいます。申し訳ありませんが、よろしいでしょうか。恐れ入りますが、ひとつよろしくをお願いします。

リーダーというよりも、まとめ役と言わせて頂けたらよいかと思います。仕事の都合上、水質班は私がやらざるを得ないということでやらせて頂きます。

自然環境の部門、この場合13名いらっしゃるのですが、どなたか、私がリーダーとして面倒を見ようという方がいらっしゃいますか。もし、いないような場合は、また部会長指名でお願いしなくてはなりませんが、よろしいですか。

人数が多くて、この班は大変かと思います。今のようなダムの問題等、絡んできます。

それでは、自然環境の検討班、できましたら川端委員にリーダーをお願いできないかと思っていますのですが、よろしいでしょうか。

川端委員

わかりました。

ただ、次回27日に部会が同時開催されます。どうしても私はそこに出てこれないので、できたら私と代理の方というか、副の方を1人選んで頂けると、その2人で補完しながら進めていけるのではないかと思います。そうさせて頂けないでしょうか。

宗宮部会長

スムーズに進めるためには、その方がよいだろうと思います。

川端委員

西野委員にお願いできませんか。地理的にも近いですし、情報交換しやすいということと、それと西野委員は幅広くいろいろな情報を持っておられるので、適任かと思います。西野委員、よろしくお願いできませんか。

西野委員

引き受けさせていただきます。

宗宮部会長

それでは、よろしく班の方を運営して頂きたいと思います。

最後の利用の検討班ですが、9名の委員がいらっしゃいまして、榎屋委員にお願いできないかと思っていますのですが、いかがでしょうか。

榎屋委員

及ばずながら引き受けさせていただきます。

宗宮部会長

それでは班のリーダーをその方々にお願いいたしまして、次回3月27日には音頭を取って最初の3分の2くらいの時間を使ってディスカッションして頂き、あと3分の1くらいで部会を開かせて頂いて、話がどこまで詰まったか、何があったかをお話し頂くということで進めたいと思います。

そのようにこの部会を運営させて頂きたいと思います。庶務の方は、それで連絡の方よろしくお願い申し上げます。今日、いらっしゃらない委員もおられますので、その辺等についても是非よろしくご連絡頂きたいと思います。

有馬委員

私は植物ということで、自然環境の方へ入れてもらっていますが、利用の方へ回してもらえませんか。お願いします。

宗宮部会長

有馬委員から、自然環境から利用の方へ変わりたいということで、お願いいたします。他は、よろしいですか。

今後は時間的に余裕がないので、各検討班のリーダーのもとで、メールやファクス等での意見のやりとりになろうかと思えます。よろしくお願いいたします。

次は部会の運営と、検討班のメンバーについてということですが、今、班分けまでお願いし、リーダーも決めて頂きましたので、今後のスケジュールについてお願いします。

庶務(三菱総合研究所 柴崎)

先ほど、資料2の2ページ目で説明させて頂きましたように、次の第2回部会が3月27日ということで、当初は部会として3時から2時間予定していたのですが、先ほどお話がありましたように、そのうちの3分の2をまず検討班での検討、その後の3分の1の時間で部会ということで、第2回部会を開く予定です。その後、現在の予定では4月の初旬、4月の中旬に、それぞれ1回ずつ部会を開いて、4月の初旬については、3月27日と同じような形で、検討班を3分の2くらいやった後に部会をする予定になっております。

宗宮部会長

ありがとうございました。

早速、3月27日には、今のような段取りでやらせて頂くということにいたします。

宗宮部会長

それでは、続きまして、説明資料(第1稿)に関する意見交換へ移りたいと思います。資料3-1から3-3で、委員から河川管理者へ出された質問に対して、河川管理者の方から回答を頂いておりますので、そのご説明をお願いしたいと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調整課長 池口）

今から、説明資料（第1稿）の質問の回答ということで、環境の部分で頂きました質問について回答させて頂きたいと思います。使います資料は、前にありますパワーポイント今日の資料ですと資料3-2-1で、2月24日付の資料でいいですと2-3-1ということで入っております、このA3の資料、この2つを使います。

庶務（三菱総合研究所 柴崎）

委員の方は、黄緑色のファイルの中の、開いて頂いて上の方に折り込んであるA3の資料です。右の方には2-3-1とついているかと思えます。委員の方はこのファイルの中の資料をご覧下さい。一般の方は3-2-1になります。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調整課長 池口）

まず、河川環境の項目に入る前に、全体ということで、資料3-2-1の1ページ目にある質問3を見て頂きたいと思います。検討という言葉の意味合いについて、もう少し具体的にわかるようにする必要があるのでないかといったご質問を頂いております。それにつきまして説明させて頂きたいと思います。

淀川水系における河川環境、河川利用の、我々が行っていこうという考え方についてパワーポイントで示しております。河川環境につきましては、生息・生育環境を保全・再生し、さらに水質の改善を目指した河川環境の修復を図ろうという考え方です。河川利用につきましては、河川環境の保全を基本とした利用の促進、また河川環境を損なう利用の是正を図る、といった考え方でやっていきたいと思っております。

この説明資料（第1稿）の中では、「実施」と「検討」という言葉が使われております。「実施」とは、直ちに事業を行っていこうと考えているものです。「検討」は、実施に至るまでの数多くの調査や検討、調整ということです。この検討、調整の中には、治水、利水、利用を含めて、十分全体がはっきりしてない、それぞれ整理していかないといけないといった段階の項目があります。

先ほど、調査や検討、調整という言葉を使いましたが、検討について具体的な例を挙げて申し上げます。説明資料（第1稿）の中に、縦断方向の河川形状の修復ということも挙げております。川には堰や井堰等がありますが、現状では、魚道が設置されていないもの、されているけれども十分機能してないもの等があります。この両方を修復するためには生物の溯上・降下に関する実態等の把握が必要ですが、我々はその実態をまだ十分に把握していません。

例をパワーポイントで示しておりますが、まず実態把握が必要であると思っております。つまり、その生物が溯上しているか、どのような状態なのか等を把握すること、また、その構造物自体を把握する必要があります。

それから、魚道がないところについては、魚道を設置することで流れや河床等も変わってくると思います。魚道の設置による影響も検討する必要があります。

実際に整備する段階に至るまでには、有効な堰にどのようなものがあるのかという事例

収集も要ります。さらに、多様な魚種に対応した設計も必要です。

このような検討を数力年行い、実施の有無等を判断し、そのうえで委員会等に意見を聞くことになると考えております。

次に、検討、調整といったことに関係する部分です。スライドに、これまでの河川整備でどのようなことを行ってきただかが書かれています。洪水氾濫頻度を減少するための整備を行い、多量の水利用を可能にし、河川敷の利用を促進してきました。このように治水、利水、利用面で地域社会に貢献した部分があると思っております。しかし、一方で淀川水系の河川環境は、そのために大きく変化し、生態系が変化しました。

先ほども説明しましたが、現在は河川環境の回復を図るという方針を打ち出しています。けれども、これまでに行ってきたことにも、それぞれ目的があったわけです。ここに検討という言葉は入っておりませんが、調整課題を有していると言えます。

まず、基本的な考え方になりますが、治水から順番に説明したいと思います。治水面においては、洪水氾濫頻度を減少するため、浚渫、つまり河床を掘って、河川改修を行ってきました。治水の効果は発揮したということです。治水面でいいますと、川等の水位を上げると氾濫しやすくなるので、危険度を上げることになります。

河川改修等によって琵琶湖の水位が低下し、治水面では洪水氾濫の減少に寄与したと言えます。けれども、環境面では、議論頂いておりますように、攪乱発生の低下や冠水する領域の縮小を招いてしまいました。

破線と実線があります。破線は操作規則制定前における瀬田川洗堰の平均水位、実線は制定後の水位です。特に赤い線にくぼんでいるところが夏季になります。この部分は水位が下がっており、環境に影響を与えていると考えられます。

河川環境修復のための手段として、例えば攪乱する面積を増大させるために必要な水位を確保する場合には、治水との調整が必要になってくるのです。

次は、利水面です。利水面では、水資源開発施設等を整備することにより、多量の水を利用することが可能になりました。

グラフは概念であり、模式的にあらわしたものです。例えば中小洪水では、上流から来た流量を全てダム等にためます。そうしますとその分は全部、人間生活に利用できます。しかし、環境面では、上流から来た流量の波形がそのまま下流に反映されないと、流況が平滑化し水位変動も減少するので、河川環境に影響を与えてきました。

この逆を行った場合ですが、環境面においては、下流に変動を与えて水を流す場合、下流の流況が改善されます。しかし、利水面では、安定した利水に支障を来すので、利水者、つまりダムの水を使う方々との調整が必要になります。河川環境の修復のための手段として、例えば下流で攪乱に必要な水量を上流から確保してやろうとする場合、ダムにためた水を使っている利水者（河川法に基づいて権利を有している者）との調整が必要になるのです。

最後に利用面ですが、河川敷は現在市民の憩いの場として利用して頂いております。しかし、その利用形態は本来生息・生育すべき生物にはよくない環境を生みその減少を招くので、環境にとってはマイナスなのです。

例えば河川環境修復のための手段として、攪乱する面積を増大させるために水位と高水敷の標高の差を縮小して氾濫しやすくした場合、高水敷の利用者、占有者との調整が必要になります。

以上、検討の話を申し上げましたが、実施段階になりましても、常にモニタリングを行い、その事業の効果の程をフィードバックしながら進めていかなければならないと思っております。淀川のワンド・たまりにおける調査も、実際に行って、効果があるか等を見ながら進めております。

全体に関する部分の説明は以上です。

続いて、河川環境の項目で頂いている質問に、順番に回答させて頂きたいと思っております。

資料3-2-1の5ページ目、質問16に行かせて頂きます。説明資料(第1稿)で、野洲川の河口部について整備をすると書いてありますが、その野洲川の河口部とはどこの範囲かというご質問がありました。これにつきましては、まさに河口の部分の連続性が横断方向にないので連続性を持たせたいということです。実際に段差ができていますので、なだらかにしていきたいということです。

それから、質問の17、18で、琵琶湖で調査・試験施工とあるが一体どこのことなのかというご質問がありました。現在家棟川河口付近、滋賀県野洲郡中主町、野洲川の河口の付近ですけれども、そこでピオトープの試験施工を行っております。実際今行っているということで、この説明資料(第1稿)の中にも入れさせて頂いております。今後どこかの箇所でも調査が必要な場合には、当然管理している滋賀県と調整していかなければならないことになります。

次は、質問19です。既設ダムにおける魚類の溯上・降下に配慮した構造改善とはどのようなものなのかというご質問です。ダムにおいても構造改善の方法が幾つかありまして、適応できるかということにつきましては、有識者や関係者の方々に意見を伺いながら進めていきたいと思っております。

参考までに具体的な例をつけております。これは長崎県の対馬の方にあります目保呂ダムです。ダムの横に、この下の断面図のような階段式魚道というものがついており、溯上できるような構造になっています。こちらは兵庫県の青野ダムです。上から下まで魚道でつないで、実際に溯上も確認されています。

次に質問20の、瀬田川洗堰についても試験運用の実施を考えておられるのかというご質問ですが、これは実施を考えております。試験運用の内容ですが、これまで一定にしていた水位の低下のさせ方や下流への放流の仕方等を変更するような操作を行っていくことも考えたいと思っております。イメージの2ですが、急激に水位を落とすと生物等に影響を与える可能性があるため、少しずつ落とすという試験運用も考えています。

質問21です。水質整備を考える場合には、直轄外ダムの問題も視野に入るのではないのでしょうかというご質問です。水質につきましては、ダムも含めた流域全体での取り組みが必要です。ダム湖の水質も考えなければなりませんし、ダム湖に入る負荷量の辺りも抑える取り組みが必要になってきます。流域全体での対策を、協議会を活用しながら検討していきたいというのが、我々の考え方です。

このスライドは1月24日に示したのですが、水質管理協議会といったものを考えておりまして、ここに書いてあるようなことを流域全体で取り組みたいと考えております。

次は、質問の22です。流水保全水路とはどのようなものかというご質問です。これは淀川の模式図ですが、上が京都府側、下が大阪側です。京都府側にはこういった下水処理場から来る排水地点があり、大阪府の方に入ってきますと、また取水地点がある状態です。

整備を何もしなければ、下水処理場から川の方に処理水が流れていき、その処理水を水道で取水するという構図になります。流水保全水路整備事業を行いますと、その水道取水よりも下流の方に処理水をバイパスして流すようになるのです。上水取水地点より下流へ処理水を放流するための仕組みをつくるのが流水保全水路整備事業といったものです。

この事業を行っている箇所ですが、京都の桂川に沿って、現在京都府と大阪府の境のところまで大体概成しているといった状況です。

右の方に、桂川のBODといった指標の経年変化を示しています。昔はBODの値が高かったのですが、BODという指標でいいますと改善されております。一方で、近年、環境の時代ということで、新たな水質問題への対応が必要になっておりまして、現在概成している京都府内のこの施設を使いまして、どのような問題に対応できるかについて、調査を行ってまいりたいと考えています。

調査の具体例を、専門的で恐縮ですが、右に説明しております。1つは、浸透浄化実験調査と申します。流水保全水路でバイパスした水は高水敷にボックスのようにして入っているのですが、その水を高水敷に流します。流しまして、そのしみた水がどの程度きれいになるか、またしみ込ませた土がどのような影響を受けるのか、といった調査、実験を行っていきたいということです。さらに、桂川本川や、流水保全水路も含めて、環境ホルモン等の新たな問題も含めた水質調査も行い、効果を見ていきたいと考えております。

質問の24です。底質モニタリングで、今考えている内容があれば教えて頂きたいというご質問です。現在定期的に、ここに書かれている項目でモニタリングを行っておりますが、さらに生態系への影響を考慮した項目についても検討していきたいということで、できるだけ早期に調査を行っていききたいと考えております。

次の質問25です。モニタリングの項目・方法・評価法を再検討する方針かどうかというご質問です。モニタリングを行うにあたって、その目的や整備内容がそれぞれ違いますので、その特性に合わせて行ってまいりたいと考えております。

例えば、全国で統一に行っているモニタリングがあります。ご存じの方も多いと思いますが、河川水辺の国勢調査と申しまして、この調査項目に書いてあるような内容を5年に1回、または3年に1回、統一に行っております。また、全国的なものもあれば、箇所ごと、事業ごとにモニタリングを行っているものもあります。例えば、淀川の鶴殿地区ではヨシ原の保全を行っており、例えば、ヨシの高さや茎径、質に関する調査等、ヨシ原の保全に合わせた項目でのモニタリングを行っております。淀川のワンド・たまりにおきましても、年2回ほど、魚介類調査等、その特性に合わせた綿密な調査を行っております。

質問26です。ダム裸地の緑化対策について、かえってダム湖の水質汚濁を増長することにならないですかというご質問です。これにつきましては、試験施工する際、緑化がダ

ム湖の水質に与える影響を調査しながら、実施していきたいと考えております。

河川環境に関する質問は以上です。

利用につきましては質問がありませんでした。

次に、意見の方についても簡単に触れたいと思います。資料3-2-1の18ページ、意見の14です。動植物の生態系の変化が言われているが、さらに人間への警鐘という視点が必要ないかというご意見です。その視点につきましては十分認識しており、説明資料(第1稿)に書いておりますように、生息・生育環境を確保するための修復を位置付けているところです。表現につきましては、今後検討したいと思っております。

意見の15です。浜欠け、ヨシ刈りの問題が欠落しているのではないかというご意見です。問題は認識しております。琵琶湖の冬期間の水位につきましては、琵琶湖の環境や生業という観点も含め、適切に運用していきたいと考えております。先ほども同様のグラフがありましたが、水位の操作規則の制定後、春のところの部分が上がってきており、このことも原因の1つとなっております。

実際の浸食状況、それから水位が上がったことでヨシ刈りに影響があったという新聞記事をつけております。

浜欠けの原因についてですが、波浪による浸食作用、流入河川からの土砂供給量の減少、湖岸の構造物の設置、湖内の人為的な浚渫等が考えられると思っております。他に、水位の影響を受けている現象があるかということも、調査検討が必要だと思っております。

パワーポイントの方は終わりです。あとは資料3-2-1の方で順番に追っていききたいと思っております。

意見の16ですが、水量の現状の課題のところに、ダムが礫・粘土の流下に与える影響や流砂の洗浄効果についても記述したらどうかというご意見です。この点については、適切な表現を検討したいと思っておりますが、我々がデータを持っておりませんので、その辺の内容について教えて頂ければと思っております。

意見の17です。淀川大堰でも試験や施工をするということですが、そのようなやり方を直轄外ダムにも適応できないのかというご意見です。我々も今から検討していく段階ですので、どのような手法また効果があるかの蓄積を行ってから直轄外ダムについても考えることとなります。まず直轄・公団ダムにおいて調査を行っていくことを考えております。

意見の18です。「河川内の浄化対策には限界があり」という文が、説明資料(第1稿)の中にありますが、そこに「流砂のみられない既設ダム下流域において」という言葉を入れたらどうか、というご意見です。今後、適切な表現を検討していきたいと思っておりますが、流砂と自浄効果の関係については十分に把握してない部分がありますので、教えて頂ければと思っております。

意見の19です。土砂の部分で、文章の修正ということですが、まず、項目として、礫と流砂というものを入れたらどうか、また、礫や流砂がどのような機能を持っているか、礫移動や流砂の連続性の遮断が海面沿岸域の魚介類の繁殖等に影響を与えているのではないかと、ということも入れたらどうかというご意見です。礫や流砂に関しましては、我々はデータを持っていないので、持っていらっしやいましたら、教えて頂きたいと思っております。



今、私が申し上げた考え方は、関連する意見として頂いております、意見の21、22、23と同じなので、そういう意味で我々の回答も同じにさせて頂いております。

20ページ、意見の20ですが、ダムにより移動を阻害された土砂は、無差別に移動させるべきかというご意見です。理由として、ダムでの土砂の移動の阻害は、細かい土砂に関してはかえって川の生物にとってはプラスになっており、より大型の粒子が流れないことが問題だというご意見を頂いております。土砂の移動を回復する際には、無差別に、粒径を選別せずに自然に流すということを今考えております。大型の粒径だけを選別して流すという考え方については、また教えて頂きたいと思います。

意見24に移らせて頂きます。21ページになります。

説明資料(第1稿)に生息・生育環境の保全及び再生の検討という項目を設けていますが、そこに繁殖という言葉を入れてはどうかというご意見です。生息・生育環境の整備とは、魚介類の生物が生活史を全うできるような整備と考えており、その意味では繁殖の意味が含まれていると考えております。今申し上げました考え方というのは、関連する意見として頂いております意見の25、27、28、29、30、32と同じなので、回答を同様にさせて頂いております。

意見の25で、括弧書きを入れてさらに補足説明を入れればどうかといったご指摘を頂いております。これについては、保全及び再生の意味の中にその内容が含まれているのではないかと考えております。

意見の26です。下線部の挿入というご意見を頂いておりますが、流砂の流下につきましては、主に洪水時にそういった移動が行われると思いますが、洪水時は淀川大堰のゲートを操作することで、下流に土砂移動が行われていると考えております。そういう意味で土砂は流下していると考えております。

次のページ、意見の31です。生物の生息・生育環境に配慮した工事の施工という位置付けをしておりますが、流砂の継続性を図りうる施工の検討を追加してはどうかというご指摘を頂きました。河川内工事を行う際、流水及び流砂を遮断することなく仮排水路によって流下させており、継続性を図りながら工事を行っていると考えております。環境の意見につきましては以上です。

利用の方も回答をさせて頂きたいと思います。26ページに参ります。意見の46ですが、水面の項目に水域を追加してはどうかというご指摘です。今後の検討の参考にしたいと思っております。

意見の47、水面の項目に、河川の漁場としての条件悪化が進み改善が望まれている、といった内容を書き込まないといけないのではないかとというご意見です。漁場悪化について位置付けをしなければならないのではないかとというご指摘を頂きました。河川管理者としては、別の項目で環境の保全、修復を位置付けて、生態系の保全について記しており、これが結果として漁業の振興につながるのではないかと考えております。ですが、ご指摘の通り、遊漁利用というものも実際にありますので、今後適正な表現を検討していきたいと考えております。今申し上げました考え方は、関連する意見として頂いております、意見の51、52、53、55、56、57、58、59、60と同じなので回答の方も同じにさせて頂いております。

ます。

次は意見の48以降で、単語等をもっと適切な表現にしたらどうか、それから日本語として不適切ではないかといったご指摘を意見の48、49、50、54、64、65、70で頂いておりました。適切な表現を検討していきたいと思っております。

意見の61へ飛びます。28ページです。意見の61は、いろいろ項目があり、面積等に対するご質問を頂いております。これについては別添資料をつけさせて頂いておりますので、そちらを見て頂きたいと思っております。資料番号は、2月24日付の資料でいいますと資料2-3-2です。順番に別添資料という数字が入っておりますが、そこの中のグラフで示させて頂いております。上から2つ目、グラウンドというのは河川敷のことで、仮設グラウンドではないかというご指摘を頂いております。我々が持っているグラウンドの許可準則に基づいて許可しているのですが、その判断基準に治水上支障とならないものという基準があるため、大規模な施設整備をつくれず、結果的に仮設グラウンドに見えるといった部分があります。我々はそれをグラウンドと呼んでいるということです。

28ページの意見61の真ん中辺、グラウンド等を認める法律の規定はあるのかというご質問ですが、河川法上の許可が必要になっております。また、都市計画等の中での行政的措置についてですが、都市計画上、都市公園として指定されております。川本来の特性を生かした利用形態とはどういったものかということですが、川でなければできない利用、川に活かされた利用と認識しております。

利用形態への見直しが求められているということですが、だれが求めているのかといったご意見ですが、流域委員会の提言にある見直しと認識しております。

次のページです。上の方からですが、高水敷は利用のために造成したのではないということがわかるようにということです。これに関しましては、河川事業の一環として実施されたと認識しており、そういう意味では利用のための造成ではないのですが、上記趣旨を踏まえた表現ということで、原文の通りにさせて頂きたいと思えます。

次に、河川敷がどのような条件で認可されているのかというご意見です。それにつきましては、先ほど関連したことを申し上げましたが、治水、利水及び環境に関わる本来の機能が総合的に十分に維持され、良好な環境保全と適正な利用が図られるように許可にあたっての基準が定められていまして、それに基づいて行っております。

それから下の方、河川公園が市民に憩いの場を提供しているとか、地域に密着した河川公園といった表現は適切かというご指摘ですが、実際に憩いの場として利用して頂いていると考えております。

意見61の最後、人工的施設整備という表現に対し修正してはどうかというご意見があります。ここでは、生態系を縦断的に分断している課題についても検討していく旨を表現して、このような表現になっております。

意見の62ですが、堤外民有地での違法な耕作も行われているとあるが、その面積はどの程度かといったご意見ですが、これは先ほどの別添資料の21で示させて頂きました。

意見の63です。河川敷に廃品を山積みにしたものがありましたが、それは違法なのか迷惑なのかといったご意見ですが、違法に含まれると考えております。

意見の66です。河川敷の利用について、河川法に従いといった表現を入れるべきではないかというご意見です。許可につきましては、各種法令に基づいて判断しております。

意見の67、迷惑行為の防止に向けて、監視人配置等も検討するといった言葉を入れたらどうかということですが、今後さらに河川レンジャーの活用を考えていきたいと思えます。

意見の68です。違法行為の対象となります耕作地や農園というのは、河川管理施設等構造令に抵触するのかがというご意見です。河川管理施設の敷地から10m以上離れた土地での耕耘は違法ではないですが、国の敷地で行った場合は不法占用になります。また、長期間一定の場所に定住するといった行為も河川法に抵触します。

意見の69です。違法行為、迷惑行為に対して、罰則も検討すべきではないかというご意見です。違法行為につきましては罰則の適用があります。迷惑行為については規定はありませんが、条例制定に向けて関係者と対応を検討します。以上、質問に対する回答を説明させて頂きました。どうもありがとうございました。

宗宮部会長 / 環境・利用1-37

委員からのご質問に対して、河川管理者からご回答を頂きましたが、追加して話しておいた方がいいということがありましたら、お話しください。

西野委員

これは意見ですが、琵琶湖の水位の試験運用について、資料3-2-3の環境・利用部会-6ページを見て頂けますでしょうか。瀬田川改修等による琵琶湖水位の変化のグラフがあります。見て頂きたいのは、新洗堰設置後(31年平均)で赤のライン、そして操作規則改正後10年平均で、オレンジかかった赤のラインがあります。これが操作規則の改正前と改正後の琵琶湖水位の平均的な変化をあらわしております。

一番大きな違いは6月15日から10月15日までで、水位の変化のパターンは変わらないのですが、絶対値が変わっているということをご覧頂けると思います。

また、実際にどのような検討をされるかが、同じく環境・利用部会-16ページに試験運用の実施として示されております。見て頂きますと、制限水位は変えずに、制限水位に至るまでの水位の移行を変えるというのが試験運用実施のイメージになっています。

指摘されております魚類の産卵への影響については、このパターンでやったとしても、あまり効果は上がらないと考えられます。現行の法律では制限水位というのが設けられていて、やむを得ない部分があることは承知していますが、その中で試験運用を行ったとしてもあまり大きな効果は期待できないと思えます。少なくとも検討課題につきましては、操作規則改正以前に戻すことも検討の視野に入れるべきではないかと思っております。

河川管理者(近畿地方整備局 琵琶湖工事事務所長 児玉)

ご指摘のように、制限水位があるとした時に、その制限水位に至る下げ方について、現行のやり方を改善する方法としての試験運用のイメージが、環境・利用部会-6ページのスライドでありました。琵琶湖の水位低下の頻度が大きいことに対する効果を期待する

ためには、例えば制限水位の高さを変更すること、或いは制限水位を設ける時期、6月15日でありますけれども、これをずらすことも含めて検討の対象になると思っております。

ただ、治水との関係が発生いたしますので、その点も含めて検討していかなければならないと思います。検討の過程で、実際に試験運用してみるということも発生してくると思います。したがって、関係者の方々と調整した上でのそのような実施もあり得ると考えております。

西野委員

制限水位を取り除いて、例えば6月15日にゼロ付近とするような試験運用も考えておられるということでしょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖工事事務所長 児玉）

試験運用のやり方としてはあろうかと思いますが、そこで治水上のデメリットも発生するため、実際にそのような試験運用をするには調整が必要になると思っております。

江頭委員

琵琶湖の目に見える水についてはかなり調べられてきていますが、地下水についてはまだ解明されていない状態です。地下における水の動きがわかれば、河川環境がかなり改善できるのではないかとされる節が幾つかあります。琵琶湖部会で瀬切れの問題が話題になりましたが、その一例に草津川があります。立派な新川ができたのですが、水が十分返ってこないという問題があります。上流まで歩いてみますと、山の方では水があるのですが、殆どが浸透流になって地下に入ってしまったままです。これを表面に戻すことができれば、かなり立派な川になると思います。ただ、水の循環系を変えるとまた違った問題が起こってきます。いくつかの手を加えて河川環境をよくするというような事業の話がありましたが、これらのことも含めまして総合的に検討して頂きたいと思っております。

河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖工事事務所長 児玉）

説明資料（第1稿）の河川環境の修復という項目で、縦横断の連続性の確保と回復ということが挙げられておりますが、その観点からも流水の回復は重要であると思っております。天井川のところで地下水の流れを変えることは、一方では地下水に対する影響がありますので、その点も含めての検討が必要になると思っております。

宗宮部会長

地下水は様々な問題を含んでおり、データそのものが問題でもあるので、今後データをためていかなければならない部分だと思っております。

有馬委員

河川管理者のご説明の中で、家棟川のビオトープの写真が出ていましたが、その写真の

中に樹木が植えてありました。あの樹木は一体どういう種類のものなのかお聞かせ願いたいのです。

河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖工事事務所長 児玉）

樹木の個別の名前は今申し上げられませんが、その場所にもともと生えていたものもありますが、琵琶湖のその流域の周辺から移植したのも多数あります。

有馬委員

琵琶湖の周辺から移植したとは、そこにあったものを移植したという意味ですか。それともどこからか同じ樹種のを運んできたということでしょうか。このようなことを聞くのは、ビオトープという言葉の使い方がよくわからないからです。淀川の穂谷川の出口でビオトープというものがつくられています、どこがビオトープなのかというつくりのものができています。何もしなくてもビオトープというならビオトープです。学校で行われている池づくりと同じようなレベルで考えておられるのか、ビオトープの考え方を聞かせ願いたいと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

淀川の方から説明します。私どもはあまり厳密な意味でビオトープの定義を持っているわけではありません。穂谷川の合流点で池のようなものをつくっているというのは、あくまでも河川の横断方向の修復の一環として、今まで単調だったところを複雑な地形にして連続性を保とうということで行っております。あえて何か植物を植える等はしておりません。地形の変化によって従来の川原により近づけば、自然に川の生物が生息するようになるのではないかと考えております。

河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖工事事務所長 児玉）

家棟川で行っている事業は、今申し上げた考え方とは多少異なっております。家棟川では積極的に植物を移植しておりますので、人がかなり手を入れるという考え方で行っております。

小林委員

家棟川は私が指導してこれまで行ってきました。残土置き場となっていた県の土地で、全く植物がなかったところに土を盛り水路をつくり、人間がビオトープをつくっていくとしたらどのようなものができるかという実験的、試験的な意味も込めてつくっております。

先ほど、植えられている植物について質問がありましたが、湖岸に生育しているようなオニグルミやサイカチ、センダン、また、湖岸が山地に近いようなところになりますとコナラ、クヌギ、アラカシ等が生育していますので、そうした種類の中から特に活着率の高いものを選択しながら、自然度の高いビオトープを目指して、基本的なところで人間がお手伝いをするような形でつくっていかうとするものです。

有馬委員

小林委員がおやりになっておられるので安心しました。

淀川には環境委員会というのがありまして、淀川のあちこちでも今と同じような関わり方をしている場所があるはずですが、この説明資料(第1稿)の中では、具体的な内容としては地名だけが挙げてあるのですが、今後のことではなく、今実際に行われている現状についてお伝え願いたいと思います。淀川の、環境委員会が関わっている部分については地名だけでも私にはわかりますが、家棟川やその他の川、琵琶湖関係はわからないので、その説明をして頂きたいと思います。

河川管理者(近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本)

資料3-2-3の環境・利用部会の29ページに、淀川の下流の水無瀬地区でこのようなことを検討していきたいという個票を掲載しております。今回は例しかつけておりませんが、説明資料(第1稿)に地名が入っている実施箇所や検討箇所については、全てこのような個票をつくりたいと考えています。現在作業中ですので、でき次第送付させて頂きたいと思っております。

有馬委員

意見の61で、グラウンド等は恒久施設として申請され、許可したとの回答があります。恒久施設として申請されて許可されているなら、いよいよグラウンドは恒久施設として認めないといけないという感じです。

また、河川公園は都市公園であるということも回答の中にあります。国営淀川河川公園が都市計画上、都市公園として指定されている、ということも初めて聞きました。グラウンドとか河川公園、ゴルフ場といったものが高水敷に設けられるようになった経緯を教えてくださいたいと思います。法律でここは都市公園をつくるとしているなら、私がいくら反対しても反対できるものではありませんし、ゴルフ場にすると法律で定められているなら抵抗のしようがありません。どのような法律に従って現状に至ったのか、経緯を教えてください。

河川管理者(近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本)

昭和40年だと思いますが、河川の高水敷については、スポーツ施設等で有効利用しようという決議が国会でなされ、それを受けて淀川においても公園の整備が進められました。その後、国営公園事業という制度ができ、これに基づいていわゆる国営公園という河川敷の公園は進められてきました。都市公園法という法律に基づいて公園整備は行われております。

ゴルフ場の経緯ですが、昭和33年か35、36年ごろ、大阪府がまだ管理していた時代に占用で許可がおりています。昭和39年に新河川法になり、国が引き継ぎました。引き継いだ時点で既に占用許可がなされており、今に至っております。但し、ゴルフ場につきまし

でも、一部の人だけが利用するのは好ましくないので、パブリック化するというようなことでもありましたし、面積も縮小していこうということで、当初 240ha くらいあったものが、現在 180ha くらいまで縮小されていると思います。事実関係としては以上です。

宗宮部会長

ありがとうございました。まだまだ委員の方はご質問があるかと思いますが、本日の予定時刻も迫ってきております。まだ 2 つ、3 つ議題が残っておりますので手短かにお願いします。

寺川委員

先ほどの説明の中で、ダムのところは説明されなかったのですが、ダムの質問に対する回答は、どの部会でされたのですか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

それぞれのところで答える必要があると思っており、ダムの再編といった話は治水のところで答えさせて頂きました。ダムの部分の環境、水質等に関する箇所は今お答えすべきだったのですが、欠落してしまいました。資料 3-2-1 には書いておりますので見て頂いて、必要であればご説明させて頂きます。

寺川委員

そういう面でも抜けやすいので、それぞれの担当のところの部分をきちんと説明して欲しいと思います。

細川委員

私は地元で堤防を土道で保存するという住民運動をしていました。けれども資料 3-2-3 の治水部会の 20 ページを見ますと、堤防強化のための応急的な処置として堤防上の道は舗装して、中に全部ブロックを入れるという工法が紹介されています。そして私が住民運動している地域も応急的な処置をする中に含まれています。

治水面ではそれでいいのかも知れませんが、利用としてはどうなのかといいますと、私の地元の場合、朝早くから夕方遅くまで、土道だということで市内全域からたくさんの方が集まって来られて、リハビリも兼ねたウォーキングに利用されています。利用面からいいましたら、やはり舗装は困るという思いがあります。治水面だけでなく、環境とか利用面も併せて考えて頂きたいと思います。治水、環境・利用などとページが別れていると気づいてもらえないので、委員方には是非こういうことも考えて頂きたいということと言わせて頂きました。

宗宮部会長

複数の部会にまたがった問題も色々出ているので、総合的に判断する場が要するというご

指摘かと思えます。よろしくお願ひします。

続きまして、お手元に資料3-3があると思ひます。これからのテーマ別部会、環境・利用部会が関わってくる主要な論点整理されているものでして、これを用いて、主として自然環境、水質、利用の対比してある内容が十分かということをお本日ディスカッションしておかなくてはならないのですが、時間がありませんし、庶務の方で簡単にどのような書き方をしてあるかだけでもご紹介頂けませんか。

庶務（三菱総合研究所 新田）

[省略：資料3-3の説明]

宗宮部会長

資料3-3の6ページから10ページまで大体2、3ページずつに、各検討班が抱えるであろう問題点の整理をして頂いておられます。論点というところを、右左をお比頂いて、抜けている、言葉不足である、あるいはこうして欲しいというご意見、また具体的案もあるのであれば、第5の欄へ書いて頂いて、次回3月27日の各検討班の討論の時にお出し頂いて議論頂くか、メール、ファクス等でリーダーのところまで寄せて頂いて、参画して頂くとう議論が詰めやすくなります。

3月27日の後半で部会を開いて、検討班で決まったことやまとまった方向性を議論するとさせて頂こうと思っております。

資料3-3は参考資料としてご覧頂いて、提言と説明資料（第1稿）と比べて頂くとより詳しく論点が出て参ります。よろしいですか。それではよろしくお願ひいたします。

本日ディスカッションをするところは以上です。

本日一般聴衆の方々も傍聴して頂いておりますので、環境及び利用に関して是非この際発言したいというご意見がありましたら幾つかお聞きしたいと思ひます。どなたかいらっしやいますでしょうか。

それでは、委員の方から何かご注意頂くことはありますでしょうか。

吉田委員

時間がないので、各検討班で、メールでもやりとりをしないと思ひます。庶務の方は皆さまのメールアドレスをご存じでしょうから、各班のメンバーに知らせるなど、リーダーの方にしか通じないという一方通行ではなく、メンバー間で相互に通じるような形での連絡を庶務からお願いできたらと思ひます。

宗宮部会長

了解しました。

庶務の方へ意見を寄せて、庶務からリーダーの方や各班のメンバーにも出して頂くとうすれば、情報は皆さまにも伝わると思ひますので、よろしくお願ひします。

他にはありませんでしょうか。



それでは、これで終わらせて頂きます。恐れ入りますが、リーダーの委員か副リーダーの委員がいらっしゃいましたら、この後、運営の仕方等ご相談をしたいと思いますので、お残り頂きたいのですが、よろしく願いいたします。

庶務（三菱総合研究所 新田）

ありがとうございました。

これにて、淀川水系流域委員会の第1回環境・利用部会を閉会させて頂きたいと思いません。どうもありがとうございました。

次回の部会は3月27日となっています。場所は京都の国際会議場ですので、ご参集のほどよろしく願いいたします。

以上

### 議事録承認について

第13回運営会議(2002/7/16開催)にて、議事録確定までの手続きを以下のように進めることが決定されました。

1. 議事録(案)完成後、発言者に発言内容の確認を依頼する(確認期間 2週間)。
2. 確認期限を過ぎた場合、庶務から連絡を行う。要望があった場合、1週間を目処に期限を延長。発言者にその連絡を行い、確認期限を延長する。
3. 延長した確認期限を経過した場合、発言確認がとれていない委員に確定することをお伝えし、発言確認がとれていない委員を議事録に明記したうえで、確定とする。